

佐賀県医師国民健康保険組合 組合員が従事する事業又は業務の種類 に関する判定基準

組合員が従事する事業又は業務の種類に関する判定基準

(平成25年1月21日 理事会決定)

(目的)

第1条 この基準は、佐賀県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第6条第3項の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療及び福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員が従事する事業又は業務の種類)

第2条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 医療機関又は福祉施設の開設者、又は管理者
- 二 医療機関又は福祉施設に勤務する医師
- 三 医師である組合員が開設、又は管理する医療機関又は福祉施設の医師以外の従業員
- 四 上記一及び二に該当しないが、医師の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(福祉施設)

第3条 前条に定める福祉施設とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第42条第1項第7号、社会福祉法第2条第2項第3号、第3項第4号及び第10号に規定する施設をいう。

(組合員が従事する事業又は業務の確認)

第4条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの確認を行なうものとする。

附則

平成25年1月21日 理事会決議

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

